

平成 26 年 12 月 12 日

がん対策推進協議会会長 門田 守人 殿
厚生労働省健康局長 新村 和哉 殿

がん対策推進協議会委員
阿南 里恵

若いがん患者に対するがん・生殖医療及び緩和ケアに関する意見書

平成 19 年 4 月に「がん対策基本法」が施行され、同 24 年 6 月には第 2 期「がん対策推進基本計画」が策定されました。しかし、現在政策として整備が進む緩和ケアの提供体制やがん研究を通じたがん医療の均てん化において、若いがん患者の生殖機能温存への取り組み、生殖機能消失に対する身体的、精神心理的苦痛の緩和についての視点が欠落しています。

生殖機能が温存できるはずの患者への温存対策や研究、生殖機能消失に対する恐怖から治療を決心できないがん患者へのサポート、乳がんや白血病など生殖器以外のがんを患う患者に対しても、治療により生殖機能が消失もしくは低下する可能性についての事前説明、生殖機能を消失したがん患者・経験者へのフォローアップや心のケアなどが必要とされています。また、日本の少子化対策にも関わる問題ではないでしょうか。そこで、患者委員として下記の通り意見を提出いたします。

記

- 1、若いがん患者の生殖機能の温存に向けた取り組み、生殖機能消失に対する身体的、精神心理的苦痛の緩和への対策を、国として早急に講じていただきたい。
- 2、次期がん対策推進基本計画に、生殖機能への影響が生じる若いがん患者に対する以下の対策を盛り込んでいただきたい。
 - ①医療連携
医師のみならず、がん看護領域の専門・認定看護師や不妊症看護認定看護師、さらに臨床心理士など、ヘルスケアプロバイダー全体によるがん・生殖医療のサポート
 - ②地域連携
各地域で完結する行政—基幹病院—クリニックの地域連携システムの構築

以上